

学生・西区連携まちづくり活動補助金に関する要綱

平成 19 年 8 月 8 日

西区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市に立地する大学・高専の学生と、西区内に拠点を置く個人事業主・団体・企業等（以下「区内事業者」という。）との協働による、区内の様々なまちづくり活動に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めがあるもののほか、当該補助金について必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業の対象となる者は、神戸市に立地する大学・高専の学生（関係者を含む。）で構成され、活動を企画・立案・実施する団体・組織（以下、「学生団体」という。）とする。

(対象活動)

第 3 条 補助事業の対象となる活動は、区が提示するテーマに沿って取り組む活動で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域住民の理解と協力が得られる活動であること。
- (2) 営利を主目的とした活動でないこと。
- (3) 特定の企業や商品の P R 活動でないこと。
- (4) 宗教的活動または政治的活動でないこと。
- (5) 神戸市の総合計画等の計画に反するものでないこと。
- (6) 法令、公序良俗に反しないこと。
- (7) 神戸市から他の補助または助成を受けていないこと。

(対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、学生団体が当該年度内に実施する対象活動に要する直接経費とし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 学生団体・区内事業者の構成員に対する報償費
- (2) 飲食費
- (3) 備品費（1年以上使用に耐えるもの）
- (4) 光熱水費
- (5) 領収書がない等使途が不明なもの
- (6) その他区長が適当と認めないもの

(対象期間)

第 5 条 補助事業の対象となる期間は、当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。なお、交付決定前に実施した活動についても対象に含める。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の全部もしくは 10 万円のいずれか低い額を限度とする。

(申請の手続き)

第7条 補助を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)、活動計画書(様式第2号)、収支計画書(様式第3号)を、別に定める募集期間に、区長に申請するものとする。

2 学校非公認の団体などで学内担当者の選任ができない場合は、直近1年以内に主催した地域イベントの資料添付により、学内担当者の記載を省略することができる。

(審査)

第8条 区長は、申請された活動について、申請書類による審査を行う。審査は、要件審査、内容審査、評価審査、区内事業者への確認の順に行い、採否について決定する。

(交付の決定)

第9条 区長は、前条の決定に基づき、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、申請団体に対し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請団体に対し、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(活動の変更等)

第10条 補助事業の対象として採択を受けた団体(以下「活動団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第8号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により活動団体に通知するものとする。

3 活動団体は、申請書に記載のある補助金の振込先や受任者に変更がある場合は、振込先口座変更届(様式第6号-2または6号-3)を区長に提出しなければならない。

(活動報告書の提出等)

第11条 活動団体は、活動終了後、別に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 学生・西区連携まちづくり活動補助金活動報告書(様式第10号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 収支報告書(様式第11号)

(4) 事業に要した費用を証する書類

2 活動団体は、活動予定について、活動の1か月前を目途に区に報告を行わなければならない。ただし、報告の方法については区と協議のうえ決定する。

(交付額の確定・交付)

第12条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書(様式第12号)により、活動団体に通知するものとする。ただし、確

定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、補助金規則第16条2項により、活動団体への通知を省略することができる。

2 区長は前項の通知後、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により活動団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

令和7年2月28日までに実施した活動については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。